

栃木市地域公共交通計画(改訂案) 新旧対照表

No.	ページ	項目	変更箇所	旧【地域公共交通網形成計画】	新【地域公共交通計画】
1	1	1.「栃木市地域公共交通網形成計画」から「栃木市地域公共交通計画」への改訂の背景・目的、位置づけ	表題	1. 計画策定の背景・目的、位置づけ	1.「栃木市地域公共交通網形成計画」から「栃木市地域公共交通計画」への改訂の背景・目的、位置づけ
2	1	1.1.「栃木市地域公共交通網形成計画」の計画策定の背景	表題	1.1.計画策定の背景	1.1.「栃木市地域公共交通網形成計画」の計画策定の背景
3	1	1.2.「栃木市地域公共交通網形成計画」の計画策定の目的、計画の位置づけ	表題	1.2.計画策定の目的、計画の位置づけ	1.2.「栃木市地域公共交通網形成計画」の計画策定の目的、計画の位置づけ
4	2	1.3.「栃木市地域公共交通計画」の計画策定の背景	表題・本文	※なし	※新たに追記
5	2	1.4.「栃木市地域公共交通計画」の計画策定の目的、計画の位置づけ	表題・本文	※なし	※新たに追記
6	2	1.5.「栃木市地域公共交通網形成計画」と「栃木市地域公共交通計画」との関係	表題・本文	※なし	※新たに追記
7	3	2.「栃木市地域公共交通網形成計画」及び「栃木市地域公共交通計画」の区域と計画の期間	表題	2. 計画の区域と計画の期間	2.「栃木市地域公共交通網形成計画」及び「栃木市地域公共交通計画」の区域と計画の期間
8	3	2.2.計画の期間	本文	本計画の期間は、前期5年・後期5年とし、2018年度(平成30年度)から2027年度までの10年間とします。	「栃木市地域公共交通網形成計画」の期間は、前期5年・後期5年とし、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間としていましたが、本改訂に伴い、期間は、2024年度(令和6年度)6月までとし、「栃木市地域公共交通計画」の期間は、2024年度(令和6年度)7月から2027年度(令和9年度)までとします。
9	20	4.6.1.各公共交通機関の位置付け・役割	表題・本文	※なし	※新たに追記
10	25	4.7.コミュニティバス(ふれあいバス)の運用状況	本文	※なし	「なお、コミュニティバスの事業概要は、実施計画で定めます。」を追記
11	30	4.8.デマンドタクシー(蔵タク)の運用状況	本文	※なし	「なお、デマンドタクシーの事業概要は、実施計画で定めます。」を追記
12	—	4.10.2.団体送迎事業 ※地域公共交通網形成計画のみ	表題・本文		※削除〔団体送迎事業は令和5年9月で終了のため〕
13	40	4.11.地域公共交通確保維持事業の必要性	表題・本文	※なし	※新たに追記